

公益社団法人長野県社会福祉士会 プロジェクトチーム設置・運営規程

（目的）

第1条 この規程は、公益社団法人長野県社会福祉士会の目的を達成するために必要な事項の内、特に集中的に取り組む事項を取り扱うプロジェクトチーム（以下「チーム」という。）を設置・運営するために必要な事項について定めるものとする。

（職務）

第2条 チームは、次の事項について取り扱うこととする。

- （1） 事業計画に基づき集中的に取り組むべきと認める事項
- （2） その他理事会において集中的に取り組むべきと認める事項

2 前項の取り扱う事項について6か月に1回以上理事会に経過を報告するものとする。

（構成員）

第3条 チームは、担当理事とチーム員で構成する。

- 2 担当理事は、原則として公益社団法人長野県社会福祉士会「理事会等運営及び業務執行理事の権限規程」（以下「理事の権限規程」という。）の所掌事務による。
- 3 理事の権限規程に適切な担当理事がない場合は、理事会において担当理事を決定する。
- 4 チーム員は、原則として15人以内とし、理事会で選出する。

（運営）

第4条 チーム構成員の互選により原則として担当理事以外からリーダー1名及びサブリーダー1名を選任して運営にあたる。

- 2 リーダーは、担当理事と連携のうえ、チームの事務を掌理する。
- 3 サブリーダーは、リーダーを補佐し、リーダーに事故あるときは代理する。

（設置期間）

第5条 チームの設置期間は、原則として設置した年度の翌年度又は翌々年度の定時総会までとし、以後、2年後の定時総会までを限度として繰り返し延長できる。

- 2 チームの設置期間を延長する場合は、理事会の承認を得なければならない。

（委任）

第6条 この規程に定める以外のことは、会長の定めるところによる。

（改廃）

第7条 この規程の改廃は、理事会の承認を得なければならない。

（経過措置）

第8条 この規程の施行前から設置されているチームは、この規程に基づき設置したものとみなし、現設置期間中の運営は、従前の例によるものとする。

附則

この規程は、令和3年6月27日から施行する。

この規程は 令和5年6月25日から施行する。